

分担金・拠出金の名称	世界エイズ・結核・マラリア対策基金	平成28年度 予算額	－ 千円	総合 評価	A
拠出先の国際機関名	世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）				
国際機関の概要	途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和すると共に保健システムの強化を通じ、持続可能な開発目標の達成に寄与する。民間財団でも国連の基金でもなく、官民のパートナーシップによる新しいタイプの機関として、二国間の援助機関や国連機関と連携して感染症対策を行う。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		グローバルファンドは、2000年の九州・沖縄サミットで感染症対策が主要課題とされ、追加的資金調達の必要性をG8首脳間で確認したことを受けて設立された。我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約120の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ25％、結核72％、マラリア58％であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。 エイズについては、抗HIV薬を860万人に提供したほか、女性エイズ関連死亡数半減に貢献した。結核については、1,500万人に治療提供し、3,400万例の結核症状削減に貢献。また、マラリアについては、6億帳の蚊帳を配布し、550万例の死亡数削減に貢献した。また、強靱で持続可能な保健システムの構築の観点では、事業実施国の保健分野の国内投資52％増を達成し、2015-2017年の国内投資誓約額は、2012-2014年と比較して45億ドル増加する見込み。 2017－19年に800万人の命の救済と3億例の新規感染症防止を掲げている。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性（意思決定における我が国のプレゼンスを含む）		(1) 我が国の重要外交課題の遂行 2015年の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の目標3.3は、2030年までにエイズ、マラリア、結核等の感染症を根絶することを掲げている。また、2016年G7伊勢志摩サミットにおいては、議長国たる我が国のリーダーシップにより、国際保健を前進させるための具体的な行動へのコミットを含む「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を実現。上記の成果に見られるとおり、三大感染症対策の主要機関であるグローバルファンドへの拠出は、これら目標の実現に不可欠。 グローバルファンドは、感染症対策に加え、強靱で持続可能な保健システムの構築を戦略の柱の一つと位置づけている。これは、生涯を通じた基礎的保健サービスを確立し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指す我が国の国際保健政策「平和と健康のための基本方針」（2015年発表）に合致。また、日本再興戦略の中で、世界最先端の健康立国のグローバル市場の獲得・国際貢献の項目において、グローバルファンドへの支援につき明示している。 また、グローバルファンドによる調達のうち、日本は、先進国ではスイス、米国に次いで3位（全体では4位）。2009－16年の日本の拠出総額16. 8億ドルのうち約2割は、日本企業から調達されているところ、日本企業の経済活動にも大きく裨益している。 (2) 意思決定における我が国のプレゼンス 我が国は、グローバルファンドに対する累積第5位のドナーであり、組織運営方針や支援戦略、案件採択の是非を決める最高意思決定機関である理事会には、2002年の設立以来、単独議席（理事区）を有し、グローバルファンドの運営に関与してきた。事務局長及び渉外局長はほぼ毎年訪日し、日本側要人と意見交換を実施し、関係を強化している（事務局長は、2014年10月に引き続き2015年12月に訪日）。理事会議席（理事区）は、各国の拠出金を特殊算式を用いて配分を決定する仕組みとなっており、単独議席を確保していることで、グローバルファンドの活動に、我が国の国際保健政策を適切に反映させてきた。 また、専門性や知見の提供の観点で、在外公館やJICA現地事務所が申請合議体（技術審査パネルの審査を経て最終段階にある案件の審査を行うグラント承認委員会）に参加して議論に貢献している。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		(1) 監査 組織・プログラムごとの内部監査のほか、監査法人による外部監査をうけており、定期的に財務報告書が公表されている。直近の報告書では、適正な財務状況であるとの評価がなされている。 (2) 評価 グローバルファンド理事会メンバーや外部独立専門家から成る技術審査委員会や技術評価レフェレンス・グループが審査を実施、結果は公表されている。実際、2012年から大幅な組織改革を断行し、我が国が提案した事業監督・リスク管理の強化や、受益国の一部事業費自己負担等を含む改革案が採択された経緯がある。理事会においては、財政状況、リスク管理、監査事項が固定議題として事務局幹部からの説明が行われる。また、理事会としてもガバナンス強化のため、理事区運営のガイドライン策定やパフォーマンス評価枠組みの検討等の取組を実施中であり、我が国も理事として議論に参画。 (3) 効率性 3年サイクルの財政計画を立てることで、安定的な資金調達を実施。また、効率的な案件実施のため、資金分配方式につき3年ごとに見直されている。また、事業実施国における保健分野への国家予算増加を促進するために有効な方策を追求しており、保健分野への国内投資52％増が見込まれる等、効率的な事業実施に努めている。 (4) 透明性 財務報告書のほか、活動内容、成果についての報告書も公開されている。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		日本人職員は5名（2015年末現在、総職員数734名）。これは対2010年比1名増。 日本人の事務局幹部（国連システムにおけるD1以上、合計13名）として、戦略投資効果局長（D2レベル）が、2013年から勤務している。また、2015年11月から2016年7月まで、G7伊勢志摩サミット、TICAD VI等における連携強化のため、我が国の寿府代表部参事官が上席政策顧問として出向し、日本の意向を直接グローバルファンド側に効果的に伝達することに寄与した。同出向者を含めると、邦人職員は計6名、また、2010年は不在であった幹部レベルの邦人職員が2名となり、大きな改善が見られた。 なお、専門性や知見の提供の観点で、在外公館やJICA現地事務所が申請合議体（技術審査パネルの審査を経て最終段階にある案件の審査を行うグラント承認委員会）に参加して議論に貢献。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①Plan: グローバルファンドは、5カ年戦略を理事会において策定し、大枠の支援方針を決定。これに基づいて形成される具体的な支援案件は、途上国政府・援助関係者（二国間や国際機関）NGO・患者団体等の国内関係者によって構成される合議体から提出され、独立の専門家パネルで技術的側面が審査される。 ②Do: 審査済み案件を、理事会で採否決定。我が国は理事として投票に参加。 ③Check: 外部監査報告に基づく監査報告、独立監査官による監査を通じた成果評価。 ④Act: 理事会や委員会にて、必要に応じて、積極的に改善を提言。			
担当課・室名	国際協力局国際保健政策室				